

令和元年6月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年6月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年 6月20日(木) 午前9時30分～午前10時40分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 45人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 下川 洋志 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 | |
| 4. 石井 廣喜 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 | |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 25. 株屋根 明 |
| 2. 田村 元良 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 26. 古川 正人 |
| 3. 田中 義啓 | 10. 大林 春樹 | 18. 篠岡 正一 | 27. 近藤 秀行 |
| 4. 大西 亘 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |

欠席委員

農業委員 2人

- | | |
|----------|----------|
| 6. 鈴木 茂昌 | 8. 高吉 和博 |
|----------|----------|

農地利用最適化推進委員 4人

- | | |
|-----------|-----------|
| 13. 尾松 英二 | 23. 入屋 岩義 |
| 21. 津郷 憲一 | 28. 誥石 泰弘 |

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹
事務局次長 小西 裕幸
担当長 塊場 具視
主査 中山 弘美
主査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 農地パトロールについて
2. その他

報告

1. 全国農業委員会会長大会について
2. 定例農家相談会の開催結果について
3. その他

土地に関する議題

- 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第37号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（長法秀樹君） みなさん、おはようございます。ご案内の時間もまっていますので、開会したいのですが、それに先立ちまして、お手元に配付させていただいております資料の確認をしていただけたらと思います。まず最初に、本日の次第でございます。裏面に農家相談の結果を記入しているもの、それと、農地パトロール関係の説明資料として、実施要領、荒廃農地の判断基準、大きいサイズの記入要領、それとパトロールの班割表でございます。あと、5月にありました会長大会の報告と公務災害補償制度の加入手続についてというお知らせ、あと地図をお手元に配付させていただいているかと思っております。不足する資料がございましたら、お知らせいただけたらと思います。

●事務局長（長法秀樹君） よろしいでしょうか。それでは、活動記録の確認ですけれども、先月の総会から本日までで委員会活動をされた方いらっしゃいましたら、記録簿の方に記入してあるかどうかの確認をお願いいたします。それでは、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただけたらと思います。ただ今から、令和元年度6月の定例総会を開会します。会長よろしく申し上げます

●会長（松岡繁君） おはようございます。いま丸亀平野は田植えの真っ最中でございます。本当にお忙しい中、6月の総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。私たちは一昨年の7月に農業委員、推進委員、それぞれ就任をいたしまして、ほぼ2年が経過したところでございます。残すところ、あと1年ということになりますけれども、2年間のそれぞれの活動を振り返っていただきまして、地域の農業、また地域の担い手や農地をどうするかということをそれぞれ検討して、対応していただきたい、というふうに思います。そのためにも、各地区それぞれ違いますので、小学校区ごとに農業委員、推進委員にチームをつくっていただきまして、地区会議というのをやっていただきたいと、地区会議と言うと大げさですが、話し合いをして、どう取り組むかということをお互いに相談していただけたらと思います。この総会にせっかく寄りますので、あとで短時間でもいいですから、いろいろ意見交換をして進めていけたらいいんじゃないかなと思っておるところでございます。そういうことによって、耕作放棄地また遊休農地の発生防止また農家の意向把握等、農地機構への連絡、農地の集積につなげていただけたらと思います。先日も、ある議員さんの方から農業委員会事務局にお話があったということでございますが、遊休農地が最近 多く見られると。耕作放棄地も見られるその対応を積極的に対応してくれとそういう要請もあったと聞いておりますので、ぜひ各地区で議論をしていただいてどう対応するか、それぞれの対応の仕方も違うと思っておりますので、ここでしっかり対応していただけたらと思います。この総会は大人数でございますので、なかなか小さな個別

の議論まではできませんので、ぜひ、地区の対応なんかのご報告をいただく。そういうふうにして、お互いのレベルアップをしていけたらいいなと思っておるところでございます。それから、7月、8月は全国一斉農地パトロールの時期になっております。昨年もお願ひしまして、今回で2回目になりますので、だいぶポイントなんかもうわかってきたと思いますけれども非常に暑い、今年はまた特に暑いようでございますので、体にじゅうぶん留意をされて取り組んでいただけたらと思います。

本日の出席委員は14名でございます。過半数の方が出席されておりますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は4番の石井委員さんと5番の本田委員さんをお願いいたします。それでは農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。農政に関する議題でございます。総会資料次第に書かれている通り農政に関しては、農地パトロール、そして、全国農業委員会会長大会の報告、定例農家相談の開催結果についてです。よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） それでは、まず農地パトロールについて事務局より説明をいたします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、私の方から農地パトロールについて、説明いたします。事前に配布いたしました、農地パトロールの実施要領、荒廃農地の判断基準、それとこちらの調査票をご用意ください。昨年と大きく変わった所はありません。4月に調査票の様式を少し変更させていただくということをご案内いたしました。それ以外で大きく変わった所はないと思いますが、なお再度説明いたします。調査票につきましては、後ろのテーブルに置いてありますので総会終了後、お帰りになるときに各地区の農業委員さん、推進委員さんの班割表をお配りしています。そちらの班ごとにセットしております。お持ち帰りいただいて、班で日程を調整したうえで、パトロールを行っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。それではまず、荒廃農地の判断基準はこちらの方を見ていただけたらと思いますけれども、荒廃農地とはいうことで現に耕作に供されておらず、耕作放棄により通常の農作業で作物の栽培が客観的に不可能となっているものと決められております。また具体的な判断基準はそちらの方に書かれております。大きく分けてその下にあるA分類、B分類というふうに2つに分けられます。荒廃区分Aにつきましては、再生利用が可能な農地です。抜根、整地、区画整理、客土などにより、耕作が可能と見込まれるものが該当します。農機具だけでなく、重機による作業で復元できれば、A分類となります。農地一地番の中で1か所だけ荒れているけれども、周りが管理されている、耕作されている場合など、仮に木が生えていてもA分類と判断します。したがって、平地部分につきましては荒廃農地であってもA分類と考えていただいて、結構かと思ひます。続いて、B分類荒廃農地です。こちらは山林化していて、農地に復元するための条件が大変困難で周囲の状況からその土地を農地として継続してできない見込まれるものが該当します。二枚目にA分類になる農地の

具体的な写真で示しております。おおむね腰高以上の草が生い茂っている状況、部分的に高い木が生えていても全体として山林化していないものについてはA分類と考へ、判断してください。続きまして、調査票をご覧ください。こちらの方は4月にお配りしたものとほぼ同じものになっておるかと思うのですが、上の段がお渡しする調査表です。印刷したものが縦長ですけれど、実際は横長です。後ろにあるものになります。下が記入例です。みなさまに記入いただきますのは、右のいちばん上に調査員の氏名を書いて下さい。そして、下の段が記入例です。記入していただくのは、灰色に色塗りしてある調査結果の欄を書くようになります。そして、区分には、耕作、管理、A分類、B分類、あと転用という例がありますが、こちらの方に○で囲っていただくようになります。その横が現況ということで、キャベツの作付け、梅の作付けなど、いま現在何か作付けされているのかという作付け状況が各自分かる場合は書いてください。実際に何が植わっているか分からないが、野菜かなというときは野菜と書いていただいてもいいです。複数のものが植わっている場合も、あと耕耘だけして、何が植わっているか分からない場合は、その状況を書いていただけたらと思います。ここまでは耕作あるいは管理それがA分類また草丈が1m以上荒廃農地になりますが、1m以上であれば山林からA分類しておる場合、B分類にできるだけ○を付けていただいて、山林化している農地につきましては、現地まで行って確認していただけたらと思いますが、位置確認がなかなか難しいときは、できるだけ近くまで行って概ね、その場所と思われる所に行って、調査表に書いていただく。場所によっては、既に花崗土で造成されておる場合もあろうかと思いますが、この場合は転用のところに○を付けてください。あとです、ね、後ろの調査用の中に苦情等の情報が寄せられた地番を地区によって追加で挟んでおり、説明には無いのですが、耕作放棄されている可能性が高いので、現地を確認していただいて、耕作されていなければその状況を書いていただいて、新規発生分として、次の調査に追加しますので、確認してください。詳しい内容につきましては、実施要領に書いております。昨年も申しましたが、地図への記入につきましては、可能な場合はしていただいて、あくまでも調査票をきっちり仕上げてください。地図につきましては、位置の確認であるとか、こちらがどういった理由で調査の対象になっているかを、参考として見ていただくものです。新規で発見された荒廃農地につきましても、こちらの方にはピンクで新規分ということで分かるようにマークをしてください。追加で実施要領の方にも書いてありますが、昨年と同様、調査をする時には、キャップとかベストとかを着けていただいて、農業委員さんが農地パトロールという活動しているということを皆さんにアピールしてください。「見える化」といいますけれど、皆さんにお知らせする意味からもベストの着用、腕章をしていただけたらと思います。あとで説明いたしますが、傷害保険に加入しておりますので、パトロール等で何か怪我をされたことがありましたら、事務局にお知らせしてください。こちらの方は、本日から資料をお配りしていますので、調査をしていただいて、8月20日の農

業委員会総会の日を提出の目途と考えております。それまでに終わった方から提出をお願いします。農地パトロールの説明については以上になります。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。農地パトロールについての説明が終わりました。昨年よりは、改善されているようです。地図も新しくしたようです。かなり現場が見やすくなっているようです。何かご質問がありましたら、それでは、また分からないところがあれば、事務局の方に個別に聞いていただければと思います。ぜひ、緑色の帽子を着て、熱中症にならないように、じゅうぶん注意して、お願いします。それでは報告・連絡事項に移ります。報告1の農業委員会会長大会の報告を私の方からいたします。コピーして、2枚綴りのものを入れておりますので、それをご覧ください。会長大会は5月と11月末の2回ありまして、代表者大会と同じようなものですが、5月27日に東京文京シビックホールというところでありました。全国農業新聞にも詳しく載っておりましたので、ご覧になった方もいらっしゃると思います。主催者あいさつ、それから、来賓として農林水産大臣とか衆議院や参議院の農林水産委員長などが来賓として来られておりました。それから、その下に議事を書いております。2ページ目にあいさつ要旨を載せています。今から読みます。大事なところはアンダーラインをしてあります。今日、ここに全国会長大会を開催するにあたり、あいさつを申し上げます。農地バンク見直しの関連法案が5月31日参議院で成立しました。私たちは、農業委員会の位置付けを明確にするように、政府に要請行動を続けてきました。今回の改正が農業委員会の取組について、農地集積の意向把握、集落での話し合い活動の参加が明確化がされました。きょうの大会では、政府が食糧農業、農村基本計画に着手していくことから皆さん日ごろの活動を通じて現場で意見を積み上げ、政策提案などを提案することとしております。今回の法改正の成立を契機に全国農業委員、推進委員による最適化事業の推進を確実に進めていくこととしています。今後、農業・農村・農政の発展と推進に向けて尽力をお願いします。私たちは、日本農業の根幹を支えていくという意識のもと、誇りをもって進んでいきましょう。というような趣旨でした。それから、吉川農林水産大臣が来られておられて、祝辞を述べられました。農業委員の皆様には日頃から担い手の農地利用集積・集約にご尽力をいただいております、ということをお願いいたします。昨年度までに、すべて農業委員会で新制度に移行が完了しました。農業委員、推進委員の数が41,000人、17.3%の増加した体制となりました。農地利用の集積・集約化の成果が求められております。強化を図ったので、それに見合う成果が求められている、ということです。それから農地バンクの5年見直しにつきましては、関連法案を審議し、成立しました。見直しのポイントは農地バンクと農業委員会、JAなど地域のコーディネーター役を農業委員会が行って、関係機関が一体となって地域での話し合いを推進するそのための協議のため、地域の場における農業委員会の関与を法律上、明確にした農地プランを真に話し合いを通じたものにするためには、今までは補助金をもらうための机上の農地プランだったのですが、農業者の

年齢構成や後継者の確保状況など地図によって関係者に示すことが必要である。農地の情報や農家の意見把握している農業委員会の皆様方が話し合いの場に主体的に参加し、話し合いを主導していくことが必要かつ不可欠であり農業委員会の皆様方にはこうした積極的な活動を各地域で行なっていただくようお願いします。その際、農業委員会と農地バンク、JA など関係機関が連携して取り組んでいただきたい。今後とも農業委員会は意欲ある担い手の活躍を支え、地域農業の発展に寄与することをこころより祈念します。そういう内容のあいさつでした。1 ページ目に戻っていただきます。提案・決議であります。議事の1 番、(1) として農地利用最適化を推進する担い手・農地対策の強化、(2) として農地の確保と有効事業の推進について、そのなかの人・農地プランの実質化に向けた推進体制の着実な推進、土地利用型農業における担い手への農地利用の集積・集約、それから、(3) として地域実態に即した農業・農村振興対策、2 番目に地域の農地を活かし、日本農業を応援する全国運動を推進するという決議を行いました。危機を打開するため、今年度から新たな組織運動として、地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動に取り組みます。農地利用最適化を通じて農業の再生と農業・農村の持続的発展を目指し、その実現を果たすために以下の取組について、決議をする。(1) 実質化された人・農地プランの作成に向け、地域における話し合い活動等により、農業者・農家等の意向把握に努める。(2) 担い手への農地集積をすすめ、遊休農地ゼロにむけた取組を強化する。(3) 認定農業者の掘り起こしや集落営農の組織化・法人化を推進する。(4) 地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、地域の声を取りまとめた意見書を取りまとめる。(5) 情報活動強化農業委員会活動の事例を「見える化」し、農業委員会活動に対する地域住民の理解・促進に取り組む。なお、運動の効果を高めるため、農地機構など関係機関・団体との密接な連携を図る。それから3 番目に農業委員会活動の実践を踏まえた取組方法として、岐阜県、奈良県、佐賀県より報告がありました。これにつきましては、全国農業新聞に顔写真付きで載っていました。皆さん、ご覧になっていると思いますので、省略いたします。大会終了後、国会議員に対して要請行動を実施しました。なお、全国大会では、基本的なことばかりですので、取組事項につきましては、各県で、具体的な活動計画を作って、示されるということになると思います。詳細な資料につきましては、事務局に置いてありますので、関心のある方はご覧になってください。以上で、会長大会の報告を終わります。報告2、定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告します。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、次第の裏面の方をご覧ください。前回の定例農家相談の開催結果を載せております。飯山市民総合センター開催分は5月27日に大林伸嘉委員さんで、市役所本庁開催分は下川委員さんで6月5日、綾歌市民総合センター開催分は6月10日に松岡会長でそれぞれ、行なわれました。相談はありませんでした。次回の農家相談会ですが、飯山市民総合センター開催分は、6月

27日に村山副会長、市役所本庁開催分が7月5日に高吉委員、綾歌市民総合センター開催分が7月10日に平池委員でそれぞれ午前9時から正午まで開催されます。担当の委員さんにおかれましては、「農家相談の手引き」をご持参のうえ対応、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） その他の報告事項はありますか。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、まず最初に話しました、公務災害補償制度の加入手続についてのお知らせですが、昨年10月から1年間で継続です。次、10月1日から新しく更新するという、お知らせになっています。こちらにつきましては、掛金は皆さまからいただいております負担金から支出しております。A型ということで加入いたします。補償内容については、こちらに書いてあるとおりです。通常の農業委員会活動で生じた怪我等に対して補償するものでありますので、農地パトロールとか農地の貸し借り、農家相談などで、現地へ行く場合の事故・怪我につきましては、事務局へお知らせください。農地利用最適化の推進に関する改善意見を郵送で案内しており、本日、皆さま、提出していただいたと思います。こちらの方は、例年4月末で県へ提出し、10月には、市長の方に意見書というかたちで、提出しております。県のものにつきましては、いただいております意見を整理し、役員会等で検討したうえで、7月の総会に提出し、皆さまの意見をいただいて、県へ提出しようと考えております。また、市長への提出ですが、例年10月に行ってまいりましたが、10月だと予算に反映するのに少し遅いのではないかと、という意見もありましたので、一月早めて、9月の提出を検討しておるところです。同じく整理したうえで8月の早い時期に、皆さんに案をお示しし、意見をいただきたらと思います。なお、本日まで提出されていない委員さんにつきましては、月末を目途に事務局または各市民総合センター担当まで、ぜひ、ご意見を提出いただきたらと思います。あと、冒頭の会長のあいさつのなかにもありましたが、地区会議の開催についてですが、意見交換会を各地区で開催してまいりましたが、未開催の地区があります。それにつきましては、農地パトロールが8月末までありますので、その関係でそれ以降で、日程を検討していただいて、ぜひ開催していただきたいと考えております。また、事務局から、地区の委員さんにご案内したいと思います。また、遊休農地の解消に向けての活動ということで地区会議という手法を他の農業委員会では実施しているところもあります。それぞれの地区での問題点を細かく協議するために、地区を小さく区切った会を委員さんの方でしていただくことで理解が深まる会議の開催を、今後、検討していただきたいと考えております。手法については今後また、事務局でも検討します。委員からの、ご意見も、お待ちしております。

●会長（松岡繁君） 以上で報告事項を終わります。全般を通じて、ご意見がありましたら、お願いします。特に無いようです。続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より、読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、次第をご覧ください。土地に関する議題でございます。

議案第32号農振法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号農用地利用集積計画の決定について

議案第36号農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第37号許可後の事業計画変更申請について。

報告といたしまして、

報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号農地法第18条第6項の規定による通知確認について

となっております。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付しました議案の1ページをお開きください。座って説明させていただきます。

1番、土器町西二丁目・・・面積411㎡のうち6.07㎡【議案読み上げ】この案件は、地上権設定者が所有する当該農地に、地上権被設定者の排水管理設のため、区分地上権の権利設定をおこなうものです。

2番、綾歌町栗熊西・・・合計面積2,075.00㎡【議案読み上げ】この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行なうものです。

申請地で水稻・野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町栗熊西・・・面積366.00㎡【議案読み上げ】この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲受人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行なうものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町富熊・・・面積2,011.00㎡【議案読み上げ】この案件は、当該地は譲受人の妹が相続しましたが、これまで50年以上姉である譲受人が預かり地として耕作していました。平成27年に譲渡人が相続しましたが、今回、譲受人との話し合いができ、所有権を移転するものであります。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、飯山町川原・・・面積30.00㎡【議案読み上げ】この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲

渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受へ売買による所有権移転を行なうものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

6番、飯山町川原・・・面積264㎡のうち4.13㎡【議案読み上げ】この案件は、地上権設定者が所有する当該農地に、地上権被設定者の要望により、排水管理設のため、区分地上権の権利設定をおこなうものです。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより、質疑に入りますが、ただいまの説明に対しご質問ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決いたします。議案第32号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から6番の各案件を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議無いようでありますので議案第32号「農地法第3条許可申請」6件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。

次に、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。案件は5軒です。

1番、田村町・・・合計面積508.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地に駐車場の造成整備を図るものです。

2番、川西町南・・・面積315.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、城東町三丁目・・・面積297.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地は昭和40年に申請者の父

が住宅を建築し、現在まで利用していますが、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、土器町東五丁目・・・面積99.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地は平成15年頃に亡父が貸し駐車場を造成整備し、現在まで利用していますが、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、駐車場として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

5番、飯山町東坂元・・・合計面積1,631.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地に太陽光発電パネル4基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上5件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決いたします。議案第33号「農地法第4条許可申請」5件について、原案のとおり許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようですので、議案第33号「農地法第4条許可申請」5件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

1番、津森町・・・面積405.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農

地に区分されます。

2番、金倉町・・・合計面積670.36㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、倉庫用地の造成整備を図るものです。ただし、申請地の・・・の一部には既存の住宅が建っており、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、倉庫用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、田村町・・・合計面積1,347㎡【議案読み上げ】この案件は、賃借権の権利設定を行ない、駐車場と進入路の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されず。

4番、山北町・・・面積60.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行ない、貸し駐車場の造成整備を図るものです。

5番、飯野町西分・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行ない、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、垂水町・・・合計面積3,440.96㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行ない、分譲住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、土器町西一丁目・・・合計面積505.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行ない、非農家の自己住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請面積は500㎡を超えますが、この両農地は所有者が同じで県外に住んでおり、細長い形状の・・・番を切り離すと使用用途が無く、後々管理が不可能になると思われ、耕作放棄地を無くす意味からも両番地を併せての申請であります。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、土器町東六丁目・・・合計面積3,400.92㎡【議案読み上げ】この案件は、賃借権の権利設定を行ない、平屋建て店舗1棟の建築整備を図るものです。なお、・・・番の252㎡については、貸し駐車場として利用していましたが、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、店舗用地として利用するものです。申請地は、近隣商業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

9番、綾歌町岡田上・・・合計面積497.80㎡【議案読み上げ】この案件は、平成9年頃に国道32号線の

バイパス工事に伴い、宅地への進入路及び駐車場として造成し利用してきた申請地が、農地であることを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯山町西坂元・・・面積258.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の設定を行ない、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上10件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決いたします。議案第34号「農地法第5条許可申請」10件につきましては、原案どおり許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に、ご異議も無いようなので、議案第34号「農地法第5条許可申請」10件につきましては、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにします。

続きまして、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。それでは資料5ページをお開きください。議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。議案第35号は、5ページから35ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数117件、筆数365筆、面積267,526.00㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上ご審議いただけますようよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） はい、議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問ご異議があったらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」117の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第36号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 36ページをお開きください。議案第36号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」でございます。議案第36号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画(案)に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は36ページから40ページに記載のとおりです。45筆の機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、議案第36号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は、農業委員会として意義のない旨、回答いたします。

続いて、議案第37号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 41ページをお開きください。議案第37号「許可後の事業計画変更申請について」でございます。案件は3件です。

1番、飯野町東分・・・面積1,114.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成30年12月10日、車両置場、資材置場の造成整備を行なう計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、中讃地区で仕事の受注が増加してきたので、事務所を建築したく、新たに2階建事務所1棟を計画に追加し、工期を令和2年2月28日まで11か月延長したいと申請がありました。

2番、垂水町・・・合計面積870.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成30年9月18日、事務所、倉庫の建築整備を行なう計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、保管する書類等が増加し、また、休憩所等の設置が必要となり、当初計画から事務所・倉庫共に建築面積を増やし、工期も令和元年12月28日まで4か月延長したいと申請がありました。

3番、土器町西三丁目・・・合計面積3,215.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成22年7月27日、分譲住宅15棟の建築整備を行なう計画で、農地法第5条の許可を受けていました。現在、全区画の土地の売買は完了していますが、1区画だけ購入者の事情により、住宅の建築が停まっており、工期を令和3年6月3

日まで2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第36号「許可後の事業計画変更申請について」3件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

それでは報告事項に入ります。報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 43ページをお開きください。報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届けるものであります。報告は1件です。1番、垂水町・・・面積645.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成31年3月27日、相続により農地を取得したものです。委員会に斡旋等の希望があり、農地中間管理機構に問い合わせをしています。

それでは、44ページをお開きください報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。1番、飯山町川原・・・面積367.00㎡【議案読み上げ】この案件は、残存小作の設定がされていましたが、賃借人の労働力不足のため賃借人主導にて、金銭による離作補償なく合意解約するものです。

以上、報告第12号、第23号を報告いたします。よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項につきまして、ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございます。それでは報告事項を終わります。以上で、6月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

●事務局長（長法秀樹君） すみません。それでは私の方から事務連絡をさせていただきます。来月の定例の農業委員会総会でございますが、7月19日金曜日午前9時半からこちらの会場で開催いたします。よろしくお願いたします。次に、現地調査でございます。農地転用等の締め切りが7月5日になりますので、7月9日火曜日に現地調査を行う予定となっております。関係委員さんには、8日にご連絡をいたしますので、予定を空けておいてください。この会が終わりましたら、後ろにある農地パトロールの資料をそれぞれ各班で取っていただきまして、日程等の調整等を行ってください。また、欠席されている委員さんには、連絡のうえ、日程調整をよろしくお願いたします。

この後、綾歌の委員さんで少し打ち合わせをしたいと考えておりますので、連絡した委員さんについては残ってください。それでは、以上で総会を終了いたします。お疲れ様でした。

(10時40分閉会)